

こども保険

5年ごと利差配当付こども保険A型

2022年4月改定



お子さまの成長を支え、明日への可能性を応援する保険です。

3つの特徴

1 お子さまのご成長に合わせた**成長祝金制度**！

お子さまの入学前の前年12月や保険期間満了時に成長祝金をお受取りいただけますので、余裕をもって入学などの準備にあてていただけます。



2 もしもの場合には、**保険料のお払込みが不要に**！

ご契約者であるパパやママに万一のことがあった場合、以後の保険料のお払込みが不要になります。
(成長祝金は予定どおりお受取りいただけます。)

3 さらに、もしもの場合には、**お見舞金・養育年金**をお受取りいただけます！

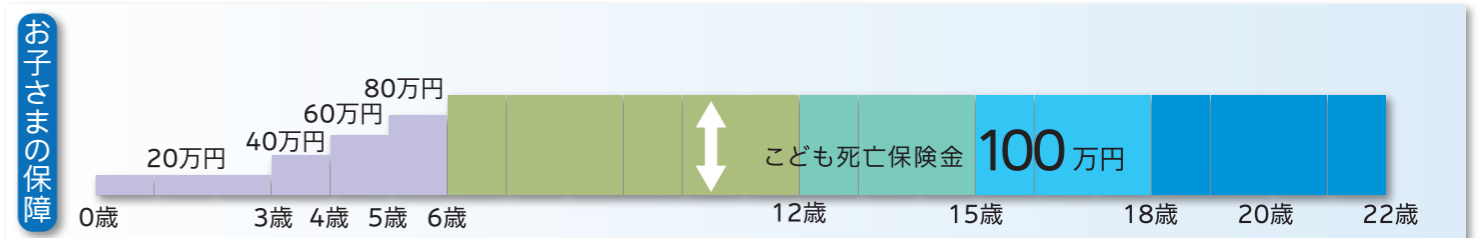
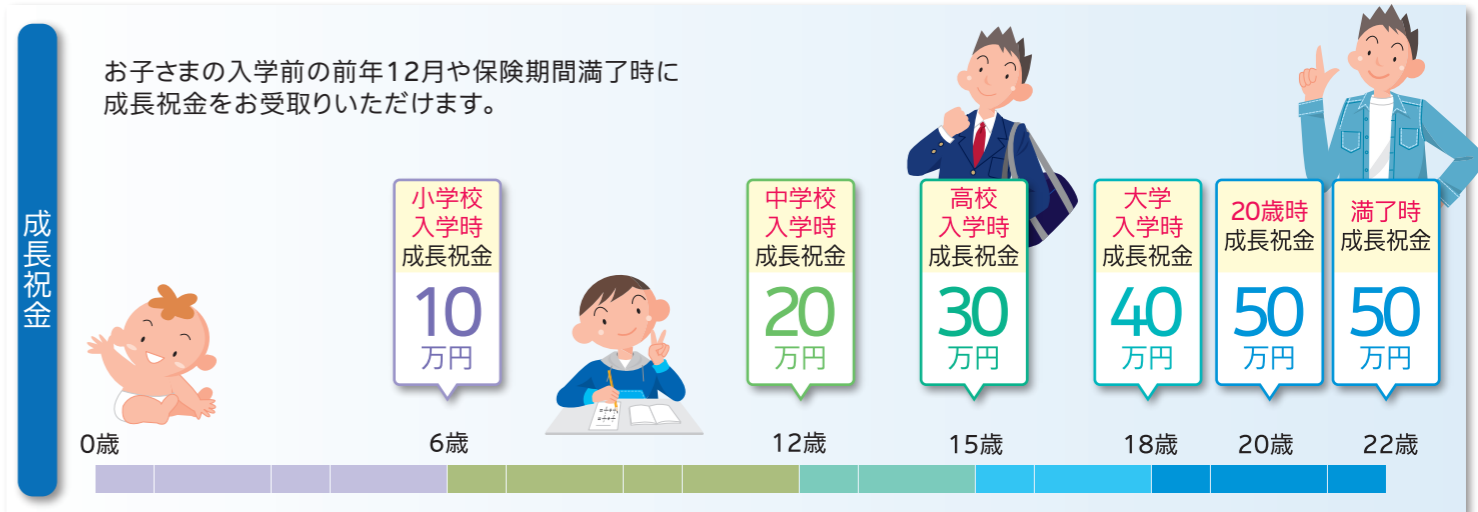
お見舞金を一時金で、養育年金を保険期間満了時まで毎年お受取りいただくことができます。
●お見舞金、養育年金のないB型もあります。

ご契約例

22歳満了タイプ

15歳満了・18歳満了タイプも選べます。

●被保険者：お子さま(0歳) ●ご契約者：パパ(30歳) ●基準保険金額：100万円 ●保険料(口座振替月払)：10,715円
※ご出産予定日の140日前からご契約が可能です。 ※お子さまの性別で保険料は変わりません。



●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

保険料例

5年ごと利差配当付こども保険(A型)

●保険期間・保険料払込期間：22歳満了 ●基準保険金額：100万円 ●保険料払込方法：口座振替月払

ご契約者性別：男性

(単位：円)

お子さまの年齢	ご契約者の年齢							
	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳
0歳	10,487	10,508	10,541	10,588	10,645	10,715	10,800	10,900
1歳	10,832	10,850	10,876	10,917	10,968	11,029	11,105	11,196

お子さまの年齢	ご契約者の年齢							
	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
0歳	11,015	11,148	11,297	11,461	11,641	11,833	12,045	12,274
1歳	11,301	11,423	11,562	11,714	11,880	12,059	12,256	12,468

ご契約者性別：女性

(単位：円)

お子さまの年齢	ご契約者の年齢							
	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳
0歳	10,088	10,129	10,175	10,229	10,291	10,361	10,439	10,522
1歳	10,448	10,486	10,529	10,578	10,634	10,698	10,768	10,845

お子さまの年齢	ご契約者の年齢							
	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
0歳	10,610	10,707	10,809	10,918	11,031	11,149	11,273	11,406
1歳	10,928	11,016	11,112	11,213	11,321	11,433	11,551	11,677

※お子さまの性別で保険料は変わりません。
※2022年4月現在の保険料です。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

こども保険について

契約者死亡・高度障害見舞金、養育年金

- 契約者死亡・高度障害見舞金は契約者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、基準保険金額の50%をお支払いします。
- 養育年金は、第1回目は契約者死亡・高度障害見舞金を支払われたとき、第2回目以後は第1回養育年金の支払事由の発生した日の保険期間中の年単位の契約応当日に被保険者が生存しているときに基準保険金額の100%をお支払いします。
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- B型には契約者死亡・高度障害見舞金および養育年金はありません。

成長祝金

- 成長祝金はお子さまが下記の年齢に達した直後の12月1日および保険期間満了時に生存されているときに、基準保険金額に下記の割合を乗じた金額をお支払いします。

[22歳満了の場合]

契約年齢	満5歳8か月	満11歳8か月	満14歳8か月	満17歳8か月	満19歳8か月
0歳～2歳	10%	20%	30%	40%	50%
3歳～9歳	—	20%	30%	40%	50%

※保険期間満了時は基準保険金額の50%です。

こども死亡保険金

- お子さまが死亡されたとき、下記のとおり、こども死亡保険金をお支払いします。
 - 満3歳の契約応当日の前日以前 …… 基準保険金額の20%
 - 満3歳の契約応当日以後、満4歳の契約応当日の前日以前 …… 基準保険金額の40%
 - 満4歳の契約応当日以後、満5歳の契約応当日の前日以前 …… 基準保険金額の60%
 - 満5歳の契約応当日以後、満6歳の契約応当日の前日以前 …… 基準保険金額の80%
 - 満6歳の契約応当日以後 …… 基準保険金額の100%

出生前加入特則

- お子さまの出生予定日の140日前からご契約できます。
- 保険期間満了日は、被保険者の満年齢が(満了年齢-1)歳になったとき以後はじめて到来する契約応当日の前日です。

契約者配当金について

- 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。また、これに利息をつけて積み立てたものが5年ごと積立配当金ですが、この利率も経済情勢などにより変動します。
- 長期間継続したご契約については特別配当をお支払いすることがあります。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。

- A型の場合、契約者が死亡または所定の高度障害状態に該当したことにより契約者死亡・高度障害見舞金を支払われるとき。(B型の場合は同等の事由が生じたとき)
- 契約者が不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき。

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

現在のご契約の解約等をお申し込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先